4　いずれの一方の締約国政府も、九十日前に他方の締約国政府に対して書面による通告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。いずれの一方の締約国政府も、この協定が終了する場合には、この協定の終了により生ずる問題に関する協議を書面により要請することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年十二月十二日にニューデリーで、ひとしく正文である日本語、ヒンディー語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
平松賢司

インド共和国政府のために
スブラマニアム・ジャイシャンカル

○文部科学省告示第五十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号（補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十八日

文部科学大臣　馳　浩

別表補助金等の名称の欄中「健康教育振興事業費補助金」を「健康教育振興事業費補助金
幼稚園就園奨励事業管理システム開発費補助金
教育支援体制整備事業費交付金
認定こども園施設整備交付金
」に、「沖縄特別振興対策事業費補助金」を「沖縄特別振興対策事業費補助金
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備費補助金」に、「国立大学改革強化推進補助金」を「国立大学改革強化推進補助金
国立大学法人先端研究推進費補助金」に、「私立学校施設整備費補助金」を「私立学校施設整備費補助金
私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」に、「国立大学法人船舶建造費補助金」を「国立大学法人船舶建造費補助金
医療研究開発推進事業費補助金」に、「基幹ロケット高度化推進費補助金」を「基幹ロケット高度化推進費補助金
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構設備整備費補助金」に、「核変換技術研究開発費補助金」を「核変換技術研究開発費補助金
国立研究開発法人理化学研究所設備整備費補助金」に、「独立行政法人海洋研究開発機構設備整備費補助金」を「独立行政法人海洋研究開発機構設備整備費補助金
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構設備整備費補助金」に、「海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金」を「海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金
国立研究開発法人科学技術振興機構施設整備費補助金」に、「独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費補助金
独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金
独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費補助金
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費補助金
独立行政法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助金
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金
独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助金
独立行政法人理化学研究所施設整備費補助金
」を「独立行政法人海洋研究開発機構施設整備費補助金
国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金
独立行政法人海洋研究開発機構船舶建造費補助金
国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備費補助金
独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費補助金
国立研究開発法人放射線医学総合研究所施設整備費補助金
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費補助金
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助金
独立行政法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助金
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金
独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費補助金
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助金
独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助金
国立研究開発法人理化学研究所施設整備費補助金
独立行政法人理化学研究所施設整備費補助金
国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備費補助金
」に、「素材技術研究開発拠点形成事業費補助金」を「素材技術研究開発拠点形成事業費補助金
防災対策推進独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費補助金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」については、平成二十五年度及び平成二十六年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産にこれを適用する。

○文部科学省告示第五十八号

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第十一条の規定に基づき、平成二十八年度に実施する司書及び司書補の講習について、受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十八日

文部科学大臣　馳　浩

実施大学	講習の別	講習の期間	受講者の人数	受講申込期間	受講者の選定の方法	講習の実施場所
富士大学	司書	七月十九日～九月二十二日	七十名	四月十一日～七月一日	作文及び書類審査	岩手県花巻市下根子四五〇の三 富士大学校舎 電話〇一九八（二三）六二一一
	司書補	七月十九日～八月二十七日	四十名			
聖徳大学	司書	七月二十五日～九月十七日	百二十名	四月一日～五月二十七日	作文及び書類審査	千葉県松戸市岩瀬五五〇 聖徳大学　新一号館 電話〇四七（三六五）三六〇一
	司書補	七月二十八日～八月三十一日	五十名			